

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月27日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第11号

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>第3条の2 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第72号）附則第7条の規定による給料を支給される職員に関する前条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成17年条例第72号）附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の支給額）</p> <p>2 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の支給額）</p> <p>2 略</p> <p><u>（支給額の経過措置）</u></p> <p>3 <u>佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第72号）附則第7条の規定による給料を支給される職員に関する第3条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第72号）附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p> <p>4 <u>佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号）附則第7条の規定による給料を支給される職員に関</u></p>

改正前	改正後
	<u>する第3条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号）附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。</u>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。